

令和7年7月1日

3年生 保護者の皆様へ

沖縄県立那覇高等学校
校長 眞榮田義光
(公印省略)

令和7年7月～令和8年3月までの高等学校等就学支援金
(授業料支援 返還不要)の申請手続きについて(お願い)

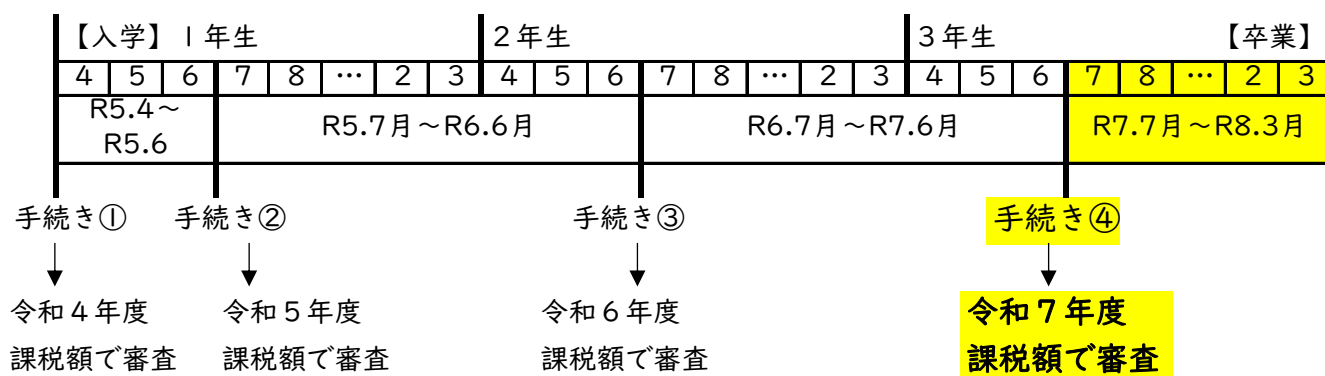
平素より沖縄県立那覇高等学校の教育活動にご理解ご協力を感謝申し上げます。

さて、高等学校等就学支援金制度は国による授業料の支援(9,900円×12月)を行う制度です。

令和7年7月以降も継続して支援を受けられる審査を行いますので、下記の手続き(手続き④)をしてくださるようお願い申し上げます。

なお、就学支援金は学校設置者が生徒本人に変わって受け取り授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和7年度
- 課税対象期間 令和6年1月～令和6年12月
- 課税地 令和7年1月1日現在お住まいの市町村
- 所得基準 ~~保護者(親権者)等の~~ (令和7年度に限り適用しない予定だが申請が必要)
~~「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」~~
~~の合計が304,200円未満であること。(目安：父母合計で年収約710万円)~~

2. 必要な手続きについて

個々の状況に応じて手続き方法が変わりますので、裏面フローチャートをご確認ください。

その結果オンライン申請が必要な方は、7/15火曜日までにe-Shienにログインし作業を完了ください。

<問い合わせ先> 那覇高等学校事務室 担当者 佐事・三浦 TEL:098-867-1623